

本論文は、フランス・パリ市のZUS地区（都市政策強化地区）において、サハラ以南アフリカ出身の女性移住者たちが展開する、もしくは展開しようとする社会・文化的仲介と市民団体活動について考察した論文である。この論文では、仲介者に対するライフ・ストーリー・インタビューをおこない、また仲介活動の萌芽状態である〈集まり〉における参与観察をおこなって、アフリカ系女性移住者の「自立」と「連帯」の位相を分析している。

フランスの移民に関する研究はすでにわが国においても数多く存在する。フランスの移民は、2006年の統計によるならばマグレブ3国で150万人超えるのに対して西アフリカが30万人足らずということもあって、アフリカ系移民、さらにはアフリカ系女性移民に焦点をあてた研究はさほど多くない。フランス社会において移民および移民系の人々が置かれている状況については、2005年秋のいわゆる「郊外暴動」以降わが国でも知られ始めている。また、「暴動」直後に立ち上げられた「黒人市民団体代表委員会（CRAN）」による問題提起で、フランスにおける黒人問題にも新たな光が当てられつつある。しかしそのような流れのなかでも、サハラ以南出身のアフリカ系女性移民という集団に焦点が当てられることはあまりないのである。しかしその集団は、かなりの部分が出身国の農村地帯から来ていること、少なからぬ人々のフランス語の用能力が不十分であること、そもそもそれ以前に識字率が低いこと、さらには少なからぬ女性が一夫多妻婚の「共妻」であることから、他の移民集団とは差異化され、当事者の意志や努力にもかかわらず、受入社会に「統合」されるのが最も困難な集団である点で注目に値する。いうならばサバルタンのサバルタンとも位置づけられるアフリカ系女性移住者の視点。それを内部から提示しようというのが、本論文のアンビションである。

本論文は、10の章から構成されている。それぞれ序論と結論と位置づけられる第1章と第10章を除くと、第2章から第4章までが第1部、第5章から第7章までが第2部、第8章と第9章が第3部と、3つの部分に大きく分かれている。

第1部では、社会・文化的仲介の歴史と現象の分析がおこなわれている。そもそも、社会的・文化的仲介とは何か？ 一口で言うならば、新たに受入国にやってきた人々が円滑に社会に統合されるように「コミュニケーションの促進」を目的とする活動である。第2章では、出身国を同じくしながら「仲介者」に立つ女性たちとは誰なのかという問いを立て、彼女たちのライフ・ヒストリー・インタビューを通じてその問いへの解答を求めている。そこから浮かび上がるのは、移住歴が20年以上とフランスへの入国が古く、フランス社会や都市生活の社会的規範や行動様式を体得する時間があったという点、そしてとりわけ、出身国においても何らかの形で支配社会層に属しており、出身国でフランス語教育を受けているなどという家族史を有する点である。第3章では、社会・文化的仲介の具体的内容が論じられている。主なものは、新規の入国

者を対象とした識字教室やフランス語教室の運営、種々の行政手続きをめぐる支援、子育てをしている家族を対象とし、出身文化を伝達し、同時に受入社会におけるアイデンティティの自覚をうながすアフリカ旅行、さらには食生活や生活習慣に関する偏見を解消するために地域を対象におこなう文化事業などである。第4章では、仲介者の地位の変遷が、フランスの移民政策、都市政策の推移との関係で検討されている。

第2部では、マリ出身の女性マリウムが運営する団体アミティエ（仮称）に焦点が当てられ、そこにおける参与観察を通じて得られたデータの紹介、分析がおこなわれている。上記の団体アミティエは、パリ19区の都市政策対象地区にあるパルマ団地（仮称）で活動している団体である。第5章では、パリ19区が大量の移民を擁するようになった歴史的・社会的背景が辿り直され、その移民を統合するために、どのような支援策、および若者を対象とした非行防止策、アフリカ系第2世代などの移民団体が存在するかが紹介される。第6章では、マリウムが組織する〈集まり〉において扱われた一夫多妻婚世帯への支援策が具体的に紹介されている。一夫多妻婚における共妻のあいだには、出身社会においても地位争いが絶えないが、住宅条件がより厳しいフランスにおいて、争いは激化せざるをえない。また、フランスの行政は女性の「保護」を謳い、「自立」を奨励する一方で、一夫多妻婚における妻に対して滞在資格や社会住宅を与えないという形で事実上支援を拒否している。みずから望んで一夫多妻婚を生きるわけではない女性たち、ひいては自分が知らぬまに一夫多妻婚を生きることになってしまった女性たち、彼女たちは受入社会における女性の権利と一夫多妻婚の拒否が生み出すパラドクスに陥ることになる。そして、表向きはフランス共和国の規範を受け入れながら、独自の論理で諸制度を解釈して困難を乗り越えようとする。第7章では、女性たちが——滞在許可証、雇用契約および雇用形態、家族統合、社会住宅の獲得をめぐる——エンドレスな行政手続き、移民政策の厳格化などに苦しみなながらも、市民団体や地域の議員への陳情などを通じてフランス社会で生き続けるための手段を講じる様子が記述されている。また、自分たちには連帯が欠如しているといったアフリカ系の人々の厳しい自己認識、黒人 - 白人の関係、マグレブ系移民との関係などが、あくまでもアフリカ系女性移住者の視点から語られている。

第3部では、より本格的な組織を立ち上げようとするマリウムの挑戦と挫折、アフリカ系女性移住者相互の確執、本論文執筆者のアフリカ滞在を受けての関係の親密化、参与観察の終わり、という形で論文が締めくくられている。

以上のような論文の意義は、次の諸点にまとめることができる。(1)すでに述べたように、アフリカ系女性移住者の団体に身を置き、移民第1世代としての彼女たちの定着過程を辿るという作業が本論文の中心になっている。その過程をここまで克明にたどった研究はわが国においては稀であり、もしかするとフランスにおいてもあまり例がないのではないかという点。(2)本論文は2004年から2006年にかけてアフリカ系女性移住者の団体でおこなわれた参与観察から得られたデータを中心に執筆されているが、その際に執筆者はフランス語のみではなく、マリ共和国における実質的な共通語であるバンバラ語を駆使しながら人々とのコミュニケーションをはかっているという点。そのせいもあって、フランス語が不得手な相手からも情報を引き出したり、

同じアフリカ系であってもバンバラ、ソニンケ、ボボといった諸語の使い手のあいだでさまざまな帰属意識の違いや葛藤があることを明確に描き出したりすることに成功している。マリにおもむき、現地の生活を体験したということも、コミュニケーションの円滑化に大いに寄与していることも付言しておきたい。(3) サハラ以南のアフリカ系移民をめぐって批判の対象となり、排除の口実となるのが一夫多妻婚である。しかし本論文が収集した証言を通じてあらためて明らかになるのは、一夫多妻婚という「文化」を女性が共有しているというよりも、彼女たちがその被害者であり、それに耐えている側面の方が多いという実態である。ただし、フランス共和国が打ち出す、女性の権利尊重という価値観に基づいた「自立」への要請は、アフリカ系女性移住者の「統合」を促進するどころか、彼女たちをより厳しい境遇に追いやりがちだということである。(4) 執筆者が試みたのは一市民団体の萌芽形態における調査であり、フランス社会全体を対象とした「大きな物語」の記述ではない。それにもかかわらず行政による「仲介者」の位置づけ、諸手続の厳格化もしくは簡素化、移民たちが遭遇する問題の変化、交渉や異議申し立てに対して返される回答の変化などが語られるつどに、移民受入政策の変遷をめぐる情報が手際よく織り込まれている。移民側から見た政策の変遷がたどれると同時に、マクロな政策決定が個人に対していかに作用するかということが具体的かつ説得的に示されている点は特筆に値する。

他方で、問題点も指摘された。(1) 本論文は、「解釈的客観主義」に準拠しつつも、調査者 - 被調査者のあいだに存在する支配 - 被支配関係に留意し、一般に植民地関係の批判的考察がやや薄弱なフランス的研究姿勢を是正しようと試みている。その意図は評価すべきであるが、方法論的な練り上げが必ずしも十分ではなく、メタレベルの分析が物足りないように思われる。(2) 「アフリカ系」という語が用いられているが、他方で「アフリカ人」という、内的な差異を抹消した呼称はフランス側のナラティブに属するという指摘も執筆者みずからおこなっている。「アフリカ系」と言ってしまうとき、フランス側のナラティブおよび視点を受け入れてしまう危険性があるように思われる。(3) 被調査者の出身地域の言語まで用いて参与観察をおこなったことは高く評価できる。しかし、インフォーマントをもっと追いつめ、より徹底的に裏を取ることが必要であったような箇所も見いだせる。

以上のような指摘はありうるものの、アフリカ女性の団体の中に入り、強い信頼関係を築いた上で調査をおこなったという点、その調査によって蓄積した資料に基づいて独創的な論文を執筆したという点は否定しがたい事実である。したがって審査委員会は、若干の問題点も、本論文の意義を否定するようなものではなく、今後の研究の進展の過程で克服されるべき課題であると考えた。

したがって、本審査委員会は全員的一致で本論文は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。